

イノベーション促進のための税制度 に関する研究

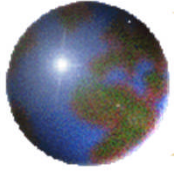
2014年度マネジメント第1委員会 第2小委員会

2015年7月21日 関東部会

2015年7月23日 関西部会

日本知的財産協会

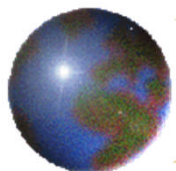
世界から期待され、世界をリードするJIPA



本日の内容

1. 検討テーマの内容
2. テーマの方向性と進め方
3. 税の基本（日本税制、特に企業の税制）
4. 現状
5. テーマ検討の具体的内容と方向性
6. パテントボックス税制の現状
7. パテントボックス税制の例（英国）
8. パテントボックス税制の問題点
知財を用いたその他の節税の例（問題とされている例）
9. 国際的な動向（OECD等の動向）
 - 1 1. パテントボックス税制の検討項目のまとめ
 - 1 2. 今後の予定



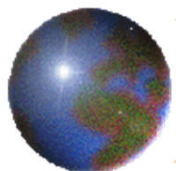


1. 検討テーマの内容

企業は、グローバル化を加速し、研究所や工場を海外に進出させている。

企業が本社、研究所、工場等をどの国に置くかを判断する大きな要因の一つとして、当該国の税制度がある。

本小委員会では、我国の税制度が諸外国と比較して、我国のイノベーションを促進するのにふさわしい制度であるかを課題認識とし、特に知的財産の創造と活用に相応しい税制度（研究開発税制、パテントボックス税制、移転価格税制等）を研究する。

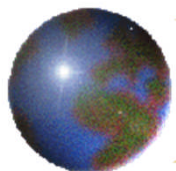


2. テーマの方向性と進め方

新しい製品、サービスを世に出すにあたっては、自ら多くの技術と知的財産を創造するだけでなく、他社からも導入あるいは他社へも提供することで、産業全体としてこれらを駆使していく必要がある。

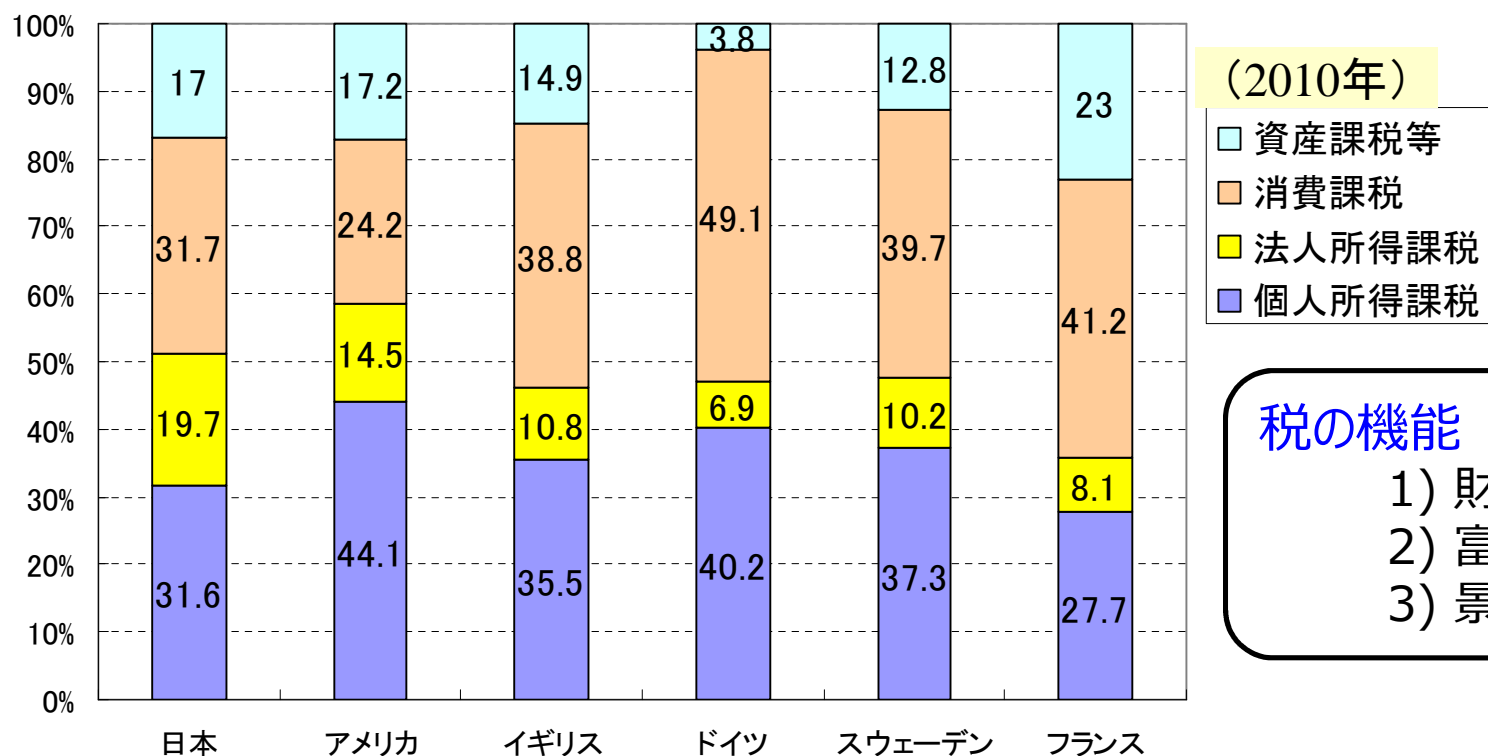
そこで、知的財産の駆使を税制の面から行い易い制度を検討する。

まずは、世界の税制度の現状を調査し、イノベーション促進の観点から問題点の分析、我国税制との対比を行い、より相応しい税制度の検討を行う。



3. 税の基本（日本税制、特に企業の税制）

税とは、国家及び地方公共団体が、国民に各種の公共サービスを提供する資金を調達する目的で、直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家の手に移される富の呼称
(金子宏「租税法」)

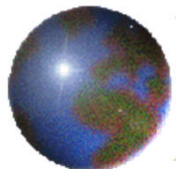


税の機能

- 1) 財源調達
- 2) 富の再分配
- 3) 景気安定化

最近の税制の方向性 (先進国の一般的傾向)

- 1) 外国からの投資を促進するため**法人税率を引き下げ**
- 2) 社会保障給付財源を確保するため**消費税率を引き上げ**



3. 税の基本（日本税制、特に企業の税制）

法人税

課税標準：所得 = 益金 - 損金

一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算される収益と、債務が確定した費用をもとに、税法固有の調整をして算定。

企業の税を巡る国際的な動き

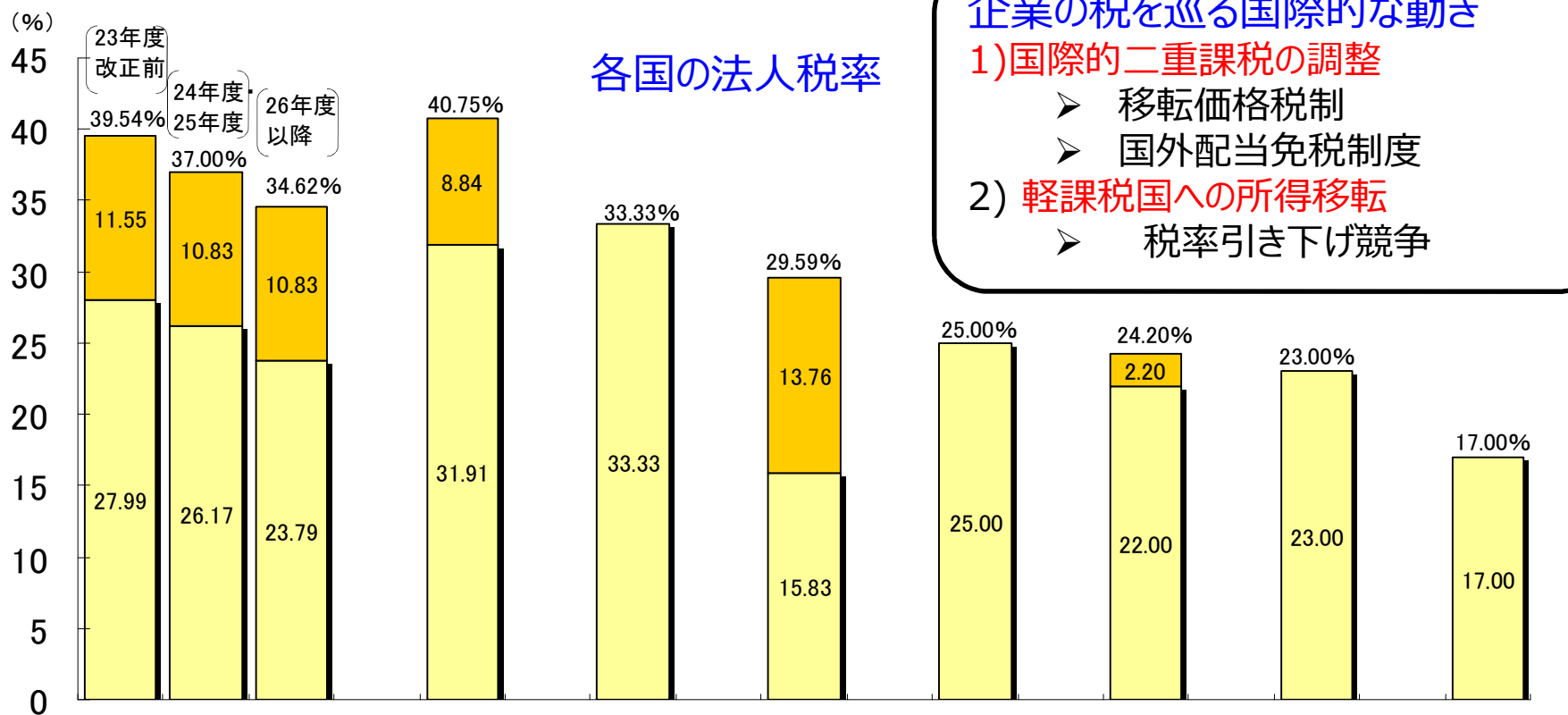
1) 国際的二重課税の調整

- 移転価格税制
- 国外配当免税制度

2) 軽課税国への所得移転

- 税率引き下げ競争

各国の法人税率



日本 (標準税率)
 法人税率: 30.0% (~23年度) / 25.5% (24年度~)
 復興特別法人税: 法人税額 × 10% (24・25年度)
 事業税率: 4.3% (26年10月前は2.6%)
 地方法人特別税: 事業税額 × 67.4% (26年10月前は148%)
 住民税: 法人税額 × 12.9% (26年10月前は17.3%)
 地方法人税: 法人税額 × 4.4% (26年10月以降)

アメリカ (カリフォルニア州)
 連邦法人税率: 35%
 州法人税率: 8.84%

フランス
 法人税率: 33 1/3%

ドイツ (全ドイツ平均)
 法人税率: 15%
 連帯付加税: 法人税額 × 5.5%
 営業税率: 13.76%

中国
 法人税率: 25%

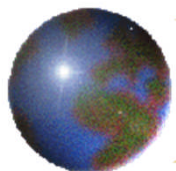
韓国 (ソウル)
 法人税率: 22%
 地方所得税率: 2.2%

イギリス
 法人税率: 23%

シンガポール
 法人税率: 17%

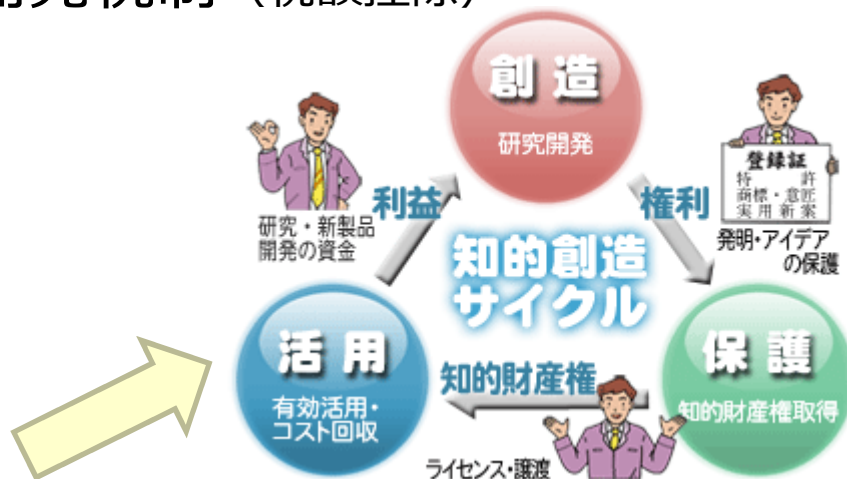
■ 国税 ■ 地方税





5. テーマ検討の具体的な内容と方向性

研究開発税制（税額控除）



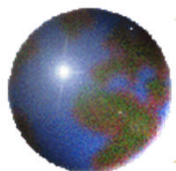
活用段階で目立った税制はない（*）

※沖縄地域知的財産戦略本部サイトから引用

活用としては2パターン。

- ①持っている知財を活用する場合⇒**パテントボックス**（例 欧州）
- ②他社の知財を活用する場合⇒**今後の動向把握**（*）

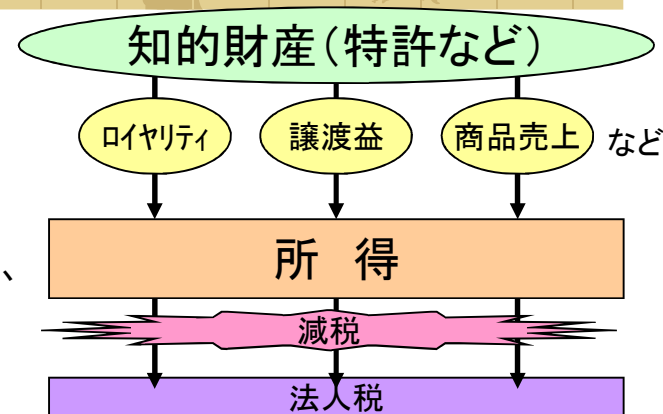
*：平成27年度から中小企業からの知財権使用料が控除対象となった（研究開発税制の一部として）。



6. パテントボックス税制の現状

1. パテントボックス(PB)税制とは？

- 知的財産から得られる収益（ロイヤリティ、譲渡益、知財を利用した商品の売上げ等）に、低税率または課税所得の一部を控除する。
- 高付加価値産業を呼び込む／海外流出を防ぐことによる雇用創出、研究開発の成果物である知的財産の創出・活用を促すなどの効果を期待した、法人税減税制度といえる。

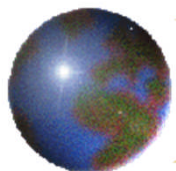


2. 導入している国の状況

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルグ	ハンガリー	フランス	スペイン	英国	アイルランド	中国
導入年	2007	2007	2008	2003	2001	2008	2013	2009	2008
対象知財	特許等	特許等	特許、意匠、 模型、ソフトウェア、 商標等	特許、ノウハウ、 著作権、商標 権等	特許、発 明、製造 工程等	特許、ノウ ハウ、図面、 模型、意 匠等	特許等	特許、ノウ ハウ、ソフト ウェア、商標 権等	特許、ソ フトウェア 等
対象知財所得に適用される税率	5.0%	6.8%	5.76%	9.5%	15%	15%	10%	2.5%	15%
法人税率 (通常)	25%	33.99 %	28.8%	19%	33.33 %	30%	23%	12.5%	25%

3. 日本での検討状況

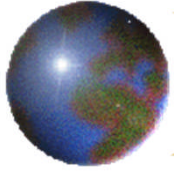
- 経団連：2013年度税制改正に関する提言（2012年10月6日）の中でP B 税制の新設を要求。
- 政府：知的財産政策ビジョン（2013年6月7日）で、P B 税制を検討することを明記。



6. パテントボックス税制の現状（続き）

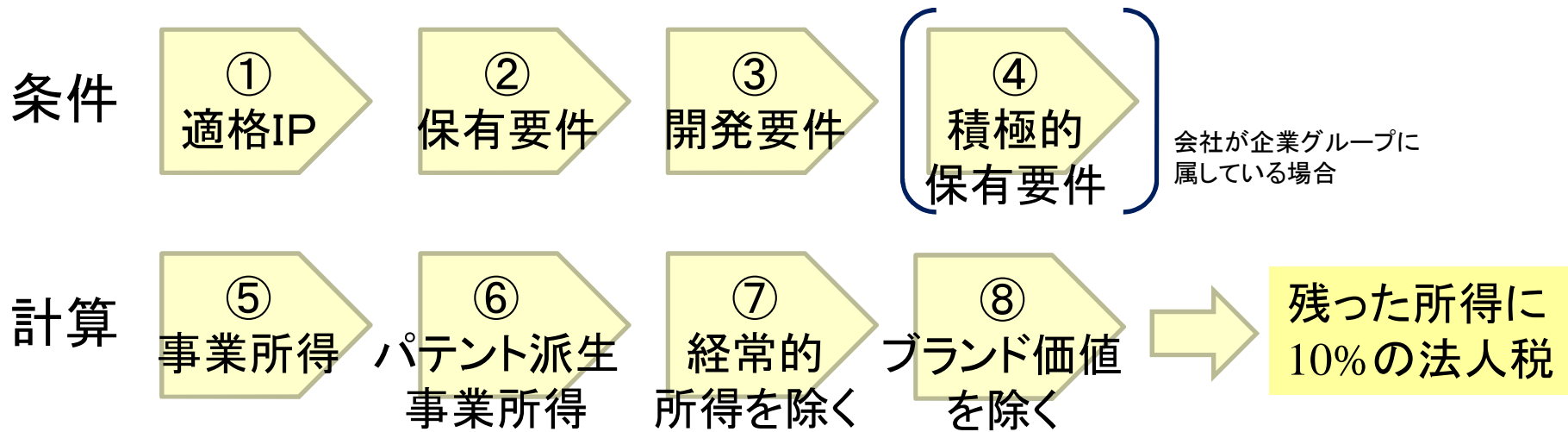
4. 主要な諸外国の知財の創出と活用に関する税制度の背景・ねらい

国	日本	米国	ドイツ	英国	オランダ
RD税制	有	有	無	有	有
PB税制	無	無	無	有	有
背景	—	国内に十分なイノベーションと市場がある	99.6%は中小企業だが、RD支出84%は大企業	国内にイノベーションはあるが、事業拠点は海外に流出	国内に研究機関発のイノベーション・企業化はあるが、資金や雇用が不十分
ねらい	—	・租税回避による税源侵食抑止 ・知財の海外流出抑止	中小企業のRD促進・経済底上げ	外資企業(投資)の誘致、国内企業の留置	外資投資の獲得・雇用創出・納税者(革新企業)の留置
政策	—	RD税制(製造業向け優遇税制等) ※知財移転課税(Exit Charge)で知財の海外流出抑止	※対象を直接認定して補助金支援、 ※知財国外移転税で知財流出抑止	PB税制で、外資誘致(GSK)や、投資獲得(自動車産業)	RD税制とPB税制を紐づける仕組みがある ※インフラ整備(就労ビザの迅速発給、資本金0でも起業可)
評価	—	投資対象国として確固たる地位があるため、PB税制の必要性が薄いと思われる	中小企業のRDが未熟で知財が少ない場合に有効と思われる	RDはあるが事業の海外流出を懸念する場合に有効と思われる	RDはあるが企業が若く市場と雇用不足な場合に有効と思われる



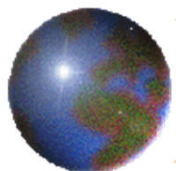
7. パテントボックス税制の例（英国）

パテントボックス税制の適用を受けることができるのは、下記の条件を満たした会社。
算出した適用対象所得の法人税率は10%となる。



- ① 英国・欧州特許庁等の登録特許。
(登録後、6年間遡及可)
- ② IPの法的所有者、専用実施権者、
コストシェア(開発費負担)、
IPによる受益者等
- ③ 適格IPの創出、IP利用製品の開発が当
該会社あるいはグループ会社でされて
いる。
- ④ 適格IPの開発/利用について意思決定等
重要な管理業務の実施。

- ⑤ 製品売上、ライセンス料、IP譲渡収入、
賠償金、みなし使用料(自家使用)
等を含めた事業所得を計算
- ⑥ IP利用関連収入／総事業収入の
比率を事業所得に乗じて計算
- ⑦ IPが無くても発生するであろう利益
(人件費、広告費等の一定割合とみ
なす)の除外
- ⑧ ブランド力による利益の除外



8. パテントボックス税制の問題点

5. 現在の主なPB税制(欧州)の制度の問題点

英国PB税制については、過度な誘致競争、あるいは単なる租税回避に利用されるだけではないかと、問題視されている。

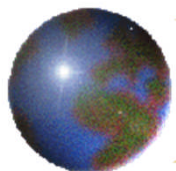
英国見解 : 企業の立地選択判断要素を強化した。企業/投資誘致に効果あり。

ドイツ見解 : 過度な誘致競争を招く施策であるとして、EU内での廃止を主張した。

その背景 :

EU各国の優遇税制は、EU単一市場の原則に基づき、EU機能条約**第107条**との整合性が必要となる。(各国の優遇税制の設計自由度は、EU単一市場に害を及ぼさない範囲までに制限される。)

- この原則下で、EU各国のPB税制は「ねらった」機能を果たせるのか？
- 「ねらった機能」実現の為でなく、租税回避の為に利用されている？



8. パテントボックス税制の問題点

～英国のパテントボックス税制の主な問題点～

英国外のグループ会社が所有している特許権も対象とすることができる。
⇒自国でのイノベーション・開発活動を促進することに効果があるのか？

研究開発活動が英国内で行われることや、研究開発機能の本社が英国に置かれることは求められていない。
⇒自国でのイノベーション・開発活動を維持することに効果があるのか？

条件

① 適格IP

② 保有要件

③ 開発要件

④ 積極的保有要件

会社が企業グループに属している場合

計算

⑤ 事業所得

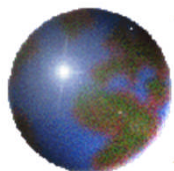
⑥ パテント派生事業所得

⑦ 経常的所得を除く

⑧ ブランド価値を除く

特許登録されているインクカートリッジと特許登録されていないプリンターがパッケージとして売られている場合には売上総額が税制の対象となる。
⇒本来減税の対象とすべきでない収入も、対象となっているのではないか？

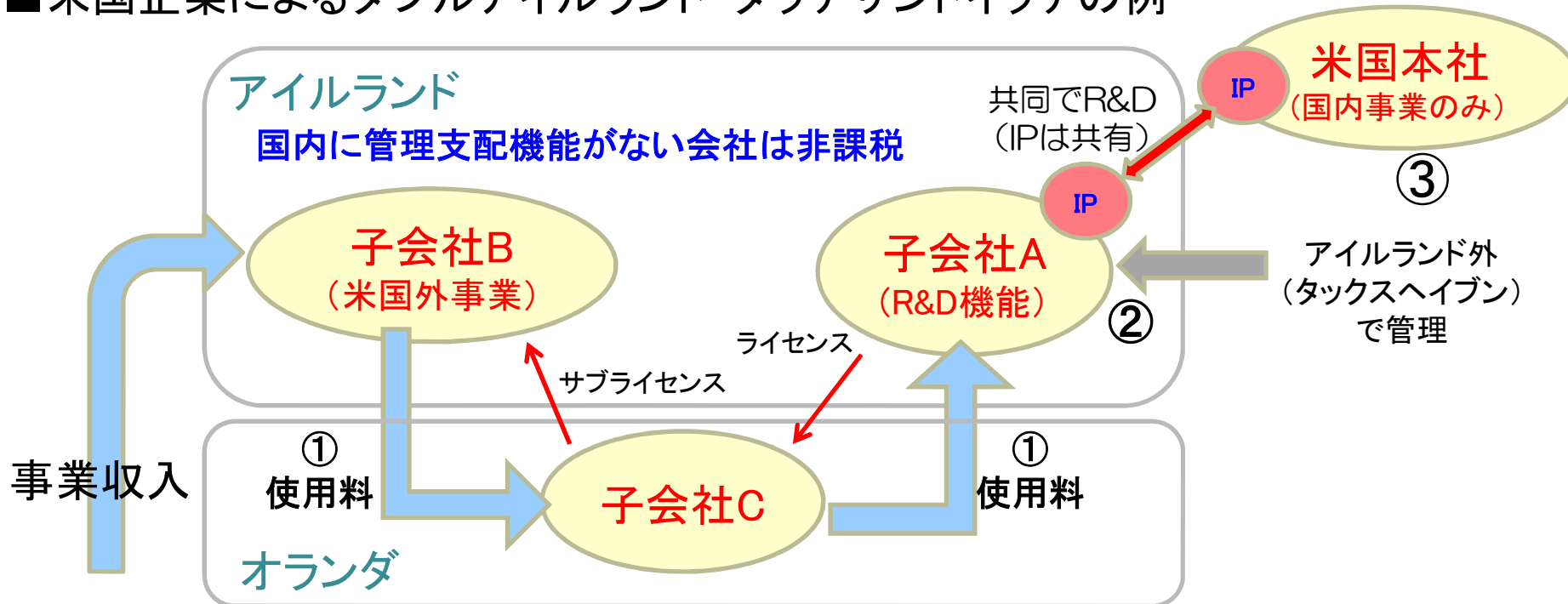
売上対象の製品に特許が使われていることの証明方法が不明。
⇒証明が甘いと、権利範囲のいい加減な特許取得となる。
証明が厳しいと、権利範囲の狭い特許取得となる。



9. 知財を利用したその他の節税の例

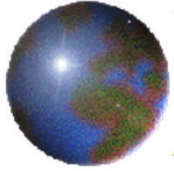
～問題とされている例～

■ 米国企業によるダブルアイルランド・ダッチサンドイッチの例



アイルランドに子会社A (R&D機能およびIPライセンス機能) と子会社B (米国外事業) を設立し、オランダにも子会社C (IPライセンス機能) を設立。

- ①アイルランドとオランダの取り決めで使用料は非課税。
- ②アイルランドでは、Aは非課税(アイルランド内に管理支配機能なし)。
- ③米国では、B→C→Aの流れを法人間でなく子会社A内の支店間のやり取りとなる制度を利用し、米国本社とA社との合算課税(タックスヘイブン対策)を避ける。



10. 国際的な対応動向

～OECD/G20のBEPS議論～

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 対応プロジェクト

納税回避目的での利益移転 (Profit Shifting)

税源侵食 (Base Erosion) の進行



国際的な課税規則の設定へ

OECD
G20

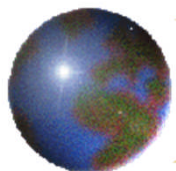
BEPS行動計画 (15項目) ⇒ 2015年まで

No.5 有害な税制慣行への対応

└ 第1次提言の発表(2014年9月)

└ 内容の一部修正の発表(2015年2月)

パテントボックス
税制が検討対象



10. 国際的な対応動向

～BEPS行動計画 No.5～

第1次提言 | 行動計画 No.5「有害な税制慣行への対応」

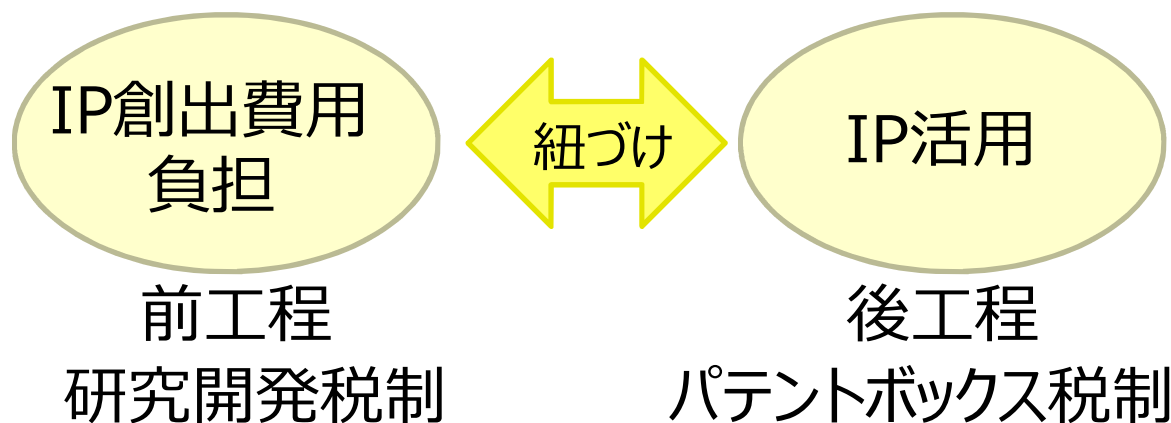
2014/9 公表

▶ パテントボックス税制の是非

- ✓ 実質的な活動をひきつけるなら有益
- ✓ 価値創出地⇒軽課税国への所得移転促進だけなら有益でない

▶ 実質的な活動の要件：ネクサス・アプローチ提案

2015/2 修正
公表





10. 国際的な対応動向

～BEPS行動計画 No.5～

修正ネクサスアプローチに基づくパテントボックス税制の仕組み

$$\text{軽減税率対象収入} = \text{①適格収入} \times \frac{\text{③適格費用}}{\text{②全体費用}}$$

- ①適格収入：適格IPから稼得された収入
(例) ロイヤリティ、IP譲渡益、IP利用製品販売収入
- ②全体費用：適格IP開発に直接関連する費用
開発委託費・IP購入費も100%算入
- ③適格費用：適格IP開発に直接関連する費用
開発委託費・IP購入費は30%まで算入可能

収入・費用の追跡手法は継続検討の対象

適格納税者

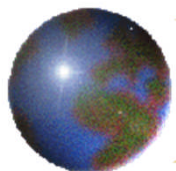
- ✓居住者企業
- ✓外国企業の国内PE
- ✓居住者企業の外国PE

適格IP

- ✓特許/特許同等IP
- ✗商標

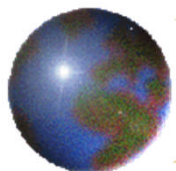
PE: Permanent Establishment
(恒久的施設)





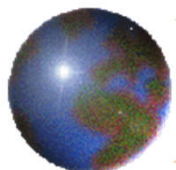
1.1. パテントボックス税制の検討項目のまとめ

項目	内容
①制度のねらい	資本、研究開発拠点、工場を誘致し、技術取引規模を拡大して、新規産業・事業を創出に資する制度であるべき。
②適用範囲	日本創出の知財の範囲を明確にするべき。 対象となる、知財・所有者・所得（知財の自社実施・Gr会社間を含むライセンス）の範囲も明確に。
③課税方法	簡素な方法が望ましい。対象所得にかかる法人税の一部減額、ライセンス料への法人税の一部減額など。
④対象所得（特許の実施）の証明方法	自社実施している特許等がきちんと特定されるべき。
⑤万一知財が無効となった場合の扱い	特許が無効になったら、それまでの減税分が取り消しにはならないこと。
⑥職務発明（補償金）への波及の防止	対象知財としたものが補償金問題を招かないように。
⑦トロール助長にならない仕組み	知財創出と活用をリンクさせることで、トロールを除外できるか？
⑧EUにおける見直し検討状況の把握	最も最近導入された英国法の効果と比較検討する。
⑨導入の推定効果	法人税（パテントボックス）に対して、他の制度で帳消しにならないように配慮が必要。



1 2. 今後の予定

- 4月以降：国際動向把握、有識者等とのヒアリング、意見交換を基にして、パテントボックス税制の課題等を検討する。



メンバー（2014年度）

小委員長

水戸 道晴 : 日本電信電話(株)

小委員長補佐

杉浦 久則 : パナソニック(株)

委員

伊賀 純子 : 富士フイルム(株)

大沢 明美 : 日本曹達(株)

岡本 貴洋 : サントリーホールディングス(株)

荻野 春奈 : 凸版印刷(株)

佐々木 浩 : 住友理工(株)

佐藤 健作 : 日本電気(株)

澤田 勝利 : コニカミノルタ(株)

中山 千里 : (株)バッファロー

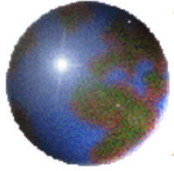
林 季穂 : 住友大阪セメント(株)

山本 大祐 : 三井化学(株)

2015年度は、佐藤委員、中山委員、山本委員は退任。

小島誠委員（住友重機械（株））、長沢豊委員（（株）フジクラ）が新たに参加。





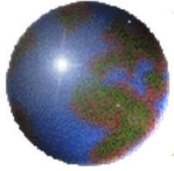
ご静聴ありがとうございました

この資料は、公開情報や各種講演等の内容をもとに本小委員会で作成したものです。

入手情報そのものの誤りや、内容の解釈、用語の使用形態、日本語訳、意味等に誤りがある可能性もあります。

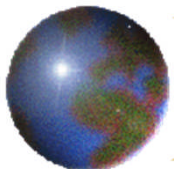
内容に関しては、改めてご自身で調査・確認し、何らかの行動をとられる場合は専門家にも相談の上、ご自身の責任で判断してください。





参考





研究開発税制

民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた日本の成長力・国際競争力を強化させることが目的。

試験研究費に控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除できる制度。(A+B+(CまたはD)で最大40%の法人税額を控除)

A.【総額型】

試験研究費の総額 × 8～10%(中小企業等の場合は一律12%)を控除

25%

+B.【オープンイノベーション型】

特別試験研究費の総額 × 20または30%を控除

- ・大学あるいは特別試験研究機関との共同・委託研究 30%
- ・その他(企業間の共同・委託研究/中小企業からの知財権使用料) 20%

5%

+C.【増加型】

または

試験研究費の増加額 × 控除率(5～30%)

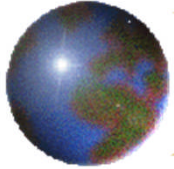
増加額: 過去3年間平均より増加した額
C・Dは平成28年度までの時限措置

D.【高水準型】

売上高の10%を超える
試験研究費 × 控除率

10%

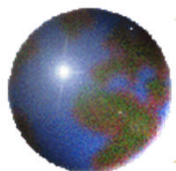




関連文献

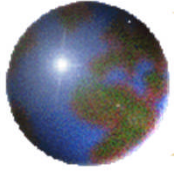
タイトル	著者、発効日等	URL
税制一般		
わが国の税制の概要	財務省	http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/index.htm
あるべき税制の構築に向けた基本方針	内閣府 税制調査会、平成14年6月	http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/140614a.html
抜本的な税制改革に向けた基本的考え方	内閣府 税制調査会、平成19年11月	http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/19top.html
TAXATION OF KNOWLEDGE-BASED CAPITAL IN A GLOBALISED ECONOMY	OECD、2013年2月	http://www.oecd.org/sti/ind/Background%20Notes%20-%20ALL%20web.pdf
グローバルな知財取引に伴う税務への対応	知財管理誌、2008年8月	
知財と税金の意外な関係 グローバルタックスマネジメントで企業競争力を高める	日経ビジネスONLINE、2013年6月12日	http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20130605/249182/?rt=nocnt
平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書」	平成26年度2月 新日本有限責任監査法人	http://www.ipc.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2013_08.pdf
EUにおける共通統合法人税課税ベース指令案の予備的考察	筑波ロー・ジャーナル11号、2012年	http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kivou/tlj-11/tlj-11-aoyama.pdf
グローバルビジネスの展開と国際課税の課題	TKGタックスフォーラム2014、2014年6月20日	http://www.tkc.jp/tkcnf/news/docs/taxforum2014report_slc02.pdf
Graetz教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む	租税研究、2013年4月	http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/doc/Soken201304.pdf
TECHNOLOGICAL INNOVATION, INTERNATIONAL COMPETITION, AND THE CHALLENGES OF INTERNATIONAL INCOME TAXATION	Michael J. Graetz and Rachael Doud, COLUMBIA LAW REVIEW, Vol.113, 2012年10月	http://www.columbialawreview.org/wp-content/uploads/2013/03/Graetz-Doud.pdf
特定税制(移転価格税制、研究開発税制、その他)		
移転価格税制の執行における無形資産の取扱いについて	中島 美佐 公益財団法人 租税資料館、 租税資料館賞 21回入賞 H24年11月	http://www.sozeishiryokan.or.jp/award/021/015.html
研究開発税制	経産省	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
平成27年度研究開発税制改正について	経産省	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
研究開発税制の利用状況及び経済波及効果に関する調査	経産省委託 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、H25年2月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003150.pdf
平成15年度税制改正における研究開発促進税制の抜本強化	経産省、H15年1月	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo/zeisei.pdf
国際租税問題に関する調査(タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて)	経済産業省委託 PWC、2013年3月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003115.pdf
中国ハイテク企業認定管理弁法.	JETRO	http://www.ietro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_028.html





関連文献 (つづき)

タイトル	著者、発効日等	URL
パテントボックス		
知的財産をめぐる国際課税 パテントボックスと移転価格税制	日本経済新聞 朝刊、2013/9/2	http://www.itenkakaku.jp/移転価格ニュース/知的財産をめぐる国際課税-パテントボックスと移転価格税制/
海外主要国の研究開発税制及びイノベーションボックス税制に関する実態調査 報告書	経産省委託、KPMG、H25年2月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003151.pdf
The Patent Box: 各国のパテントボックス税制の概要	日本租税研究協会、租税研究、2013年5月号	http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/sk-2013-05.jhtml
Patent Box(Outline in Japanese)	PWC、2012年4月	https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-international-uk/assets/patent-box-2012.pdf
米国はパテントボックスの検討をすべき時か?	Peter R. Merrill他(訳 岡田至康)、租税研究 2012年9月	http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2012-09.pdf
欧州のパテントボックス税制	特許庁委託、PWC、ジェトロ 2013年4月	https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/european_patent_box_regimes_jp.pdf
Is the UK Patent Box too generous? - EU questions Patent Box tax incentive	Crowe Clark Whitehill, 2014/1/21	http://www.crowehorwath.net/uk/news/is_the_uk_patent_box_too_generous.aspx
BEPS		
OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, "Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance", ACTION 5: 2014 Deliverable	OECD, 2014年9月	http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance_9789264218970-en#page1
BEPSへの対応と我が国企業への影響に関する調査、平成25年度アジア拠点化立地推進調査等事業	EY税理士法人、2014年3月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004206.pdf
税源浸食と利益移転(BEPS)に係る我が国の対応に関する考察(中間報告)	税大ジャーナル、2014年5月	https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/23/pdf/07.pdf



EU機能条約107条

<第107条第1項：国家補助の禁止>

「…国家によりまたは国家の財源により付与される補助で、特定の事業者または特定の製品の生産を優遇することによって競争を歪める（恐れがある）ものは、形式の如何を問わず、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、単一市場とは両立しない。」

※（背景） 企業誘致や雇用確保のために各国が優遇税制を乱発すれば、流動性の低い労働や消費者消費に関する税制が高額となり、課税の公平性・中立性が損なわれ、資本移転や経済活動に歪みが生じる。また租税競争の激化により各国の課税ベースが徐々に浸食され、法人税の構造が崩れる恐れがある。